



佐賀県公報

平成21年
3月31日
(火曜日)
号外第7号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

訓令甲

保健福祉事務所処務規程の一部改正	(一・健康福祉本部)	一
佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員 の週休日等に関する規程の一部改正	(二・母子保健福祉課)	二
佐賀県療育支援センターの入所児童に対する指導の業務に直接従 事する職員の週休日等に関する規程	(三・障害福祉課)	二
佐賀県土木事務所処務規程の一部改正	(四・県土づくり本部)	三
佐賀県建設工事検査規程の一部改正	(五・入札・検査センター)	三
佐賀県文書規程の一部改正	(六・総務法制課)	三
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係訓令 の整備に関する訓令	(七・職員課)	四
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係訓令 の整理に関する訓令	(八・〃)	七
佐賀県職員勤務地の特例に関する規程の一部改正	(九・〃)	七
佐賀県庁用自動車管理規程の一部改正	(一〇・用度管財課)	八

○ 訓令甲

◎佐賀県訓令甲第一号

健康福祉本部
各保健福祉事務所
各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成十八年佐賀県訓令甲第五号）の一部を次のよ
うに改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一項第九十六号の二を同項第九十六号の三とし、同項第九十六号の
次に次の一号を加える。

九十六の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十
五条の三第一項及び第二項の規定による報告及び質問並びに調査に関する
こと。

第二条第一項第九十六号の二中、「第二十二條第三項」及び「同條第四項」の下
に、「同法第二十六條において準用する場合を含む。」を加え、同項第九十六号の
四中、「同法」の下に、「第二十六條及び」を加え、同項第九十六号中、「第二十六條
において準用する場合を含む。」の下に、「及び第四十九條」を、「第二十六條第
一項及び第二項」の下に、「同法第五十條第三項において準用する場合を含む。」
を加え、同項第九十九号の次に次の一号を加える。

百九の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十
四條の三の規定による感染を防止するための協力要請等に関すること。

第二条第一項第百十四号を次のように改める。
百十四 削除

第二条第一項第百十六号を次のように改める。

百十六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十條
の二の規定による感染を防止するための協力要請等に関すること。

第二条第一項中第百五十七号から第百八十三号までを次のように改める。
二百五十七から二百八十三まで 削除

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第二号

健康福祉本部
佐賀県総合福祉センター

佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「及び第六条」を削る。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、「ように」の下に「、次の表により」を加え、同項後段を削り、同項に次の表を加える。

勤務時間割の区分		始業時刻	終業時刻
A		八時三十分	十七時十五分
B		八時三十分	二十二時
C		六時	九時三十分

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第三号

健康福祉本部
佐賀県療育支援センター

佐賀県療育支援センターの入所児童に対する指導の業務に直接従事する職員の勤務を要しない日等に関する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県療育支援センターの入所児童に対する指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「条例」という。）第四条及び第六条の規定に基づき、佐賀県療育支援センターの入所児童に対する指導の業務に直接従事する職員（以下「職員」という。）の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日)

第二条 職員の週休日は、毎四週間につき八日（育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては、八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、八日以上）となるように、佐賀県療育支援センター所長（以下「所長」という。）が職員ごとに指定する日とする。

(勤務時間の割振り)

第三条 職員の勤務時間は、所長が職員ごとに毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分時間となるように、次の表により、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。

勤務時間割の区分		始業時刻	終業時刻
A		八時三十分	十七時十五分
B		八時三十分	二十一時三十分
C		五時三十分	九時三十分
D		七時	十五時四十五分
E		十時	十八時四十五分
F		十一時十五分	二十時

2 所長は、業務の状況により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、始業時刻及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げて職員に勤務を命ずることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間は、所長が、職員ごとに毎四週間につき一週間当たりの勤務時間がその職員について知事が別に定めた勤務時間（育児短時間勤務職員等にあつては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従ったもの）となるように、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。

（休憩時間）

第四条 職員の休憩時間は、所長がそれぞれ所定の時間を定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（佐賀県立春日園の指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の廃止）

2 佐賀県立春日園の指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十一号）は、廃止する。

●佐賀県訓令甲第四号

県土づくり本部

各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第三条第一項第三十一号中、「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）

第三十条及び第三十一条」を「不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）

第一百六条」に改め、同項第三十二号中「及び佐賀県都市計画法施行条例（平成十五年佐賀県条例第二十五号）第五条第一項第二号に規定するもの」を削り、「承認」の下に「並びに法第三十四条の二の規定による開発行為（その規模が一万平方米以上のもを除く。）の協議」を加え、同条第二項中「佐賀土木事務所所長及び」を削り、同項第二号中「及び佐賀県都市計画法施行条例第六条第二号に規定する一戸建て専用住宅の新築等」を削り、「許可」の下に「及び法第四十三条第三項の規定による建築物の新築等又は第一種特定工作物の新設の協議」を加え、同条第三項中「前二項各号」を「第一項各号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項第三十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

●佐賀県訓令甲第五号

本 庁

現地機関

佐賀県建設工事検査規程（平成十三年佐賀県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第一号中「第二条第十号」を「第二条第九号」に、「第一百七十七条第一項」を「第一百七十七条第四項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第六号

本 庁

現地機関

佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

目次中「審査済印」を「公印使用承認印」に改める。

第二十五条第三号中「配達記録扱い」を「特定記録扱い」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（文書の審査）

第三十三条 文書は、本庁にあつては各事務を担当する係長（係長が置かれていない課にあつては課長が所属職員のうちから指名する者）の審査を、所にあつては各事務を担当する所の課長（所の課長が置かれていない所にあつては所長が所属職員のうちから指名する者）の審査を受けなければならない。

2 前項に規定する文書の審査を行う者は、電子回議の場合を除き、前項の審査を終わつたときは、原議書の審査欄に押印しなければならない。

第三十四条第一項中「この場合において」の下に「、県の機関に対して施行する文書を除き」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 総務法制課長が管守する公印（総務法制課の課印及び課長印を除く。）を使用するときは、総務法制課長の承認を受けなければならない。

3 総務法制課長は、電子回議の場合を除き、前項の承認をするときは、原議書に公印使用承認印（様式第六号）を押さなければならない。

第三十六条第一項中「午後三時三十分」を「午後三時」に改める。

第四十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、現に継続している訴訟における手続上の行為をするために必要とされる完結文書については、同項の保存期間の満了する日後においても、当該訴訟が終結するまでの間、保存期間を延長するものとする。

様式第一号中「~~捺印済印~~」を「~~捺印済印~~」に改める。

様式第六号中「~~第33条~~」を「~~第33条~~」に、「~~第34条~~」を「~~第34条~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（佐賀県歴史的文書の保存等に関する規程の一部改正）

2 佐賀県歴史的文書の保存等に関する規程（平成二年佐賀県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に改める。

●佐賀県訓令甲第七号

本 庁
現 地 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（国際課の旅券業務に従事する職員の週休日等に関する規程の廃止）

第一条 国際課の旅券業務に従事する職員の週休日等に関する規程（平成十六

年佐賀県訓令甲第十二号)は、廃止する。
 (くらしの安全安心課の消費生活業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正)

第二条 くらしの安全安心課の消費生活業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(平成十六年佐賀県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

くらしの安全安心課の消費生活及び交通・地域安全業務に従事

する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程

第一条中「消費生活業務」を「消費生活及び交通・地域安全業務」に改める。

第三条第一項中「当たり」を「当たりの」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

(佐賀県立希望の家の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第三条 佐賀県立希望の家の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第六条」を削る。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

(佐賀県立九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第四条 佐賀県立九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成二年佐賀県訓令甲第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第六条」を削る。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

(佐賀県立佐賀コロニーの支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第五条 佐賀県立佐賀コロニーの支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第六条」を削る。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

(佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第六条 佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第六条」を削る。

第三条第一項中「毎八週間」を「毎四週間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

(佐賀県立みどり園の保育の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第七条 佐賀県立みどり園の保育の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第六条」を削る。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

(佐賀県立病院好生館就業規程の一部改正)

第八条 佐賀県立病院好生館就業規程(昭和三十八年佐賀県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四条 削除

第四条の二に見出しとして「(勤務時間の特例)」を付し、同条中「並びに前条第二号及び第三号」を削る。

第四条の三中「前三条」を「第三条及び前条」に改める。

第六条中「十三時四十五分」を「十四時」に改める。

(佐賀県立病院好生館の看護科に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第九条 佐賀県立病院好生館の看護科に勤務する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第六条」を削る。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同項の表を次のように改める。

勤務時間割の区分	始業時刻	終業時刻
A	零時三十分	九時十五分
B	七時	十時四十五分
C	七時	十一時
D	七時	十五時四十五分
E	八時三十分	十七時十五分
F	十二時三十分	二十一時十五分
G	十六時三十分	二十一時
H	十六時三十分	翌日の一時十五分
I	十六時三十分	二十時四十五分

(佐賀県食肉衛生検査所に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正)

第十条 佐賀県食肉衛生検査所に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(平成四年佐賀県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(週休日等)

第二条 検査所に勤務する職員(以下「職員」という。)(の週休日は、条例第三条第一項に定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、佐賀県食肉衛生検査所長(以下「所長」という。)(は、職員について、一の年において十以内の土曜日を勤務日とし、これに代えて職員ごとに週休日を指定することができる。この場合において、職員の週休日は、毎四週間につき八日(育児短時間勤務職員等(条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。))にあつては八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容に従つたもの、再任用短時間勤務職員(条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。))及び任期付短時間勤務職員(条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては八日以上となるように指定するものとする。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

(佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第十一条 佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程(平成十年佐賀県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第六条」を削る。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

(佐賀県職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第十二条 佐賀県職員の勤務時間等に関する規程(平成十九年佐賀県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「勤務する」を「勤務する職員のうち、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「条例」という。))第三条第二項本文の規定により勤務時間を割り振る」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(休憩時間)

第三条 職員の休憩時間は、正午から午後一時までとする。

(早出遅出勤務時間)

第四条 条例第七条第一項に規定する早出遅出勤務を行う職員の勤務時間については、第二条の規定にかかわらず、次に掲げる勤務時間のいずれかとする。

一 午前七時三十分から午後四時十五分まで

二 午前八時から午後四時四十五分まで

三 午前九時から午後五時四十五分まで

四 午前九時三十分から午後六時十五分まで

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第八号

本 庁

現地機関

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

次に掲げる訓令の規定中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

- 一 保健福祉事務所処務規程（平成十八年佐賀県訓令甲第五号）第二条第一項第三号

二 佐賀県衛生薬業センター処務規程（昭和三十七年佐賀県訓令甲第十号）

第二条第一項第三号

三 佐賀県立虹の松原学園処務規程（昭和三十一年佐賀県訓令甲第二十九号）

第三条第一項第三号

四 佐賀県立病院好生館処務規程（昭和三十六年佐賀県訓令甲第三号）第一

条第一項第四号

五 佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和三十年佐賀県訓令甲第三十二号）

第六条第一項第三号

六 佐賀県林業試験場処務規程（昭和五十年佐賀県訓令甲第五号）第六条第

一項第三号

七 佐賀県土木事務所処務規程（昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号）第二

条第一項第三号

附則

この訓令は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第九号

本 庁

現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成十七年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第一条中「第二十八条」を「第三十一条」に改める。
第二条の表の統括本部の項の次に次のように加える。

循環型社会推進課

唐津市

廃棄物処理に係る公共関与に関すること。

第二条の表の生産者支援課の項の次に次のように加える。

佐賀県税事務所	武雄市	徴収金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十八条に規定する市町民税に係る徴収金を含む。）及び過料の徴収に関すること。
---------	-----	--

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第十号

各 本 部
出 納 局
教 育 庁
各 事 務 局
現 地 機 関

佐賀県庁用自動車管理規程（平成十一年佐賀県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二条及び第三条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 庁用自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車で県が所有するもの及び賃貸借契約により県が使用し、管理するもの（警察本部の使用に供するもの及び道路以外の場所のみにおいて使用されるものを除く。）をいう。

二 共用車 庁用自動車のうち、用度管財課長が所管し、佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）第二条第三号に規定する本庁等の各課の共

用に供する車両をいう。

（事務の統括）

第三条 用度管財課長は、庁用自動車の効率的かつ適正な使用を図るために必要があると認めるときは、実地調査をし、又は庁用自動車を所管する所属の長（以下「所属長」という。）に対し、報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

第四条第一項を次のように改める。

所属長は、庁用自動車を運転する者（以下「運転者」という。）の心身の健康状態を的確に把握し、適切な指示を与えるなど、安全運転の確保に努めなければならない。

第四条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 2 所属長は、運転者に対し、安全運転に必要な知識及び技術を習得させるための研修を受講させるよう努めなければならない。
- 3 所属長は、庁用自動車の整備及び使用の状況を把握し、その適正かつ効率的な運用に努めなければならない。

第五条中「庁用自動車を運転する者（以下「運転者」という。）を「運転者」に改める。

第六条第一項中「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に改める。

第十二条の次に次の三条を加える。

（任意保険の付保）

第十三条 庁用自動車のうち、必要があると認められるものについては、毎年度予算の範囲内で任意保険に加入しておかなければならない。

（共用車）

第十四条 共用車の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

（補則）

第十五条 この規程に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、

別に定める。
様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第9条関係)

片用自動車運営状況報告書

所属名

年4月1日現在

No.	自動車の種別用途	自動車登録番号	車名 (<small>パスの場合には 定員を記入</small>)	排気量 (cc)	取得方法	初度登録年月日	取得年月日	取得金額 (円)	車検有効 期間満了 年月日	年間走行 距離 (km)	延走行 距離 (km)	年間稼働日数 (日)	補給 燃料 (l)	備考	当年4月1日 より使用しな かった車両(×)
			(人)												

記載上の注意事項

- 1 前年4月1日から当年3月31日までの間に使用していた車両及び当年4月1日に新たに使用することとなった車両について記載すること。(年度中途における購入、廃車、管理換等を含む。)
- 2 当年4月1日より使用しなくなった車両については、「当年4月1日より使用しなくなった車両」欄に×を記載すること。
- 3 当年4月1日に新たに使用することとなった車両については、行間を空けて記載すること。その場合、「No.」は通し番号を記載することとし、「年間走行距離」、「年間稼働日数」、「補給燃料」及び「当年4月1日より使用しなくなった車両」欄は記載する必要はないこと。
- 4 自動車検査証を参照して、正確に記入すること。
- 5 自動車の種別用途は、道路運送車両法に定める種別であり、「特殊用途自動車」については、その用途(例 レントゲン車など)を記載すること。
- 6 車名は、会社名及び自動車のクラス等も記載すること。
- 7 年度中途における購入、管理換等による車両の異動がある場合及び機構改革により当年の4月1日と車両管理の所属が変更になる場合は、備考欄にその旨記入すること。
- 8 リース車両についても記載すること。(備考欄にその旨記載すること。)

様式第四号を次のように改める。

様式第4号(第10条関係)

庁用自動車異動報告書

年 月 日

用度管財課長 様

所属長名

異 動 事 由	<input type="checkbox"/> 購 入 <input type="checkbox"/> 寄附受納 <input type="checkbox"/> 管理換 <input type="checkbox"/> 売 却 <input type="checkbox"/> 譲 渡 <input type="checkbox"/> 棄 却 <input type="checkbox"/> 機構改革による異動 <input type="checkbox"/> 貸付() <input type="checkbox"/> その他()		
	自動車の種別用途	自動車登録番号	
	車 名	排気量 (cc)	CC
	初度登録年月日	年 月 日	取得年月日 年 月 日
車検有効期間満了年月日	年 月 日	取得金額 (円)	円
延走行距離 (km)	km	年間稼動日数 (日)	日
異 動 先(元)			
任意保険加入の有無	有 無	加入、解除希望年月日	年 月 日
加入、解除理由等			
その他特記事項			

記載上の注意事項

- 1 自動車検査証を参照して、正確に記入すること。
- 2 車名は、自動車検査証に記載されている分だけでなく、具体的な名称を記入すること。
- 3 異動先(元)は、寄附受納、管理換、売却、譲渡及び貸付の場合に記入すること。
- 4 「機構改革による異動」は、「庁用自動車運営状況報告書」で報告した場合には、この限りでない。

様式五号に注として次のように加える。

(注) この様式は、運行状況に応じ、項田等を適宜追加して使用すること。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の佐賀県庁用自動車管理規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行
発行者
佐賀県知事
古川 康

発行定日
印刷社
毎週火金曜日
(株)佐賀印刷社